

満族からみた辛亥革命と民国

阿部由美子 (日本学術振興会特別研究員)

はじめに

◆満族のイメージ

八旗によって大帝国を築く

康乾盛世 康熙帝は中国歴代最高の君主 乾隆帝の時代に最大版図 ↑

近代以降は西洋諸国の半植民地 「瓜分」 八旗は役に立たず 腐敗墮落 ↓

革命派に打倒されて当然という論理

持ち上げられる一方で、落とされて罵倒される満族

◆清朝は征服王朝なのか? 新清史 (ニューチンヒストリー) 論争

中華民族の一つである満洲族が打ち立てた王朝であるという立場をとる中国の研究者

満漢融和、中華文明の受容を強調⇔異民族性を強調する米国の研究者

——中華か、夷狄か? 排満か、五族共和か?——

革命史観の影響で清朝と中華民国北京政府はマイナスイメージ

孫文が腐敗墮落した清朝を打倒 辛亥革命 1911 年

袁世凱が革命の果実を強奪 中華民国北京政府 (北洋政府) 1912~1928 年

蒋介石が北伐で北京政府を打倒して、中国国民党による全国統一 国民革命 1928 年

抗日戦争と国共内戦を経て、毛沢東率いる中国共産党が全国統一 共産革命 1949 年

現在生き残っている国民党であれ共産党であれ、腐敗墮落した清朝を打倒する「革命」から歴史を書き起こしている

◆中国近代史における満族

革命派にとっては打倒すべき「排満」の対象

中華民国北京政府にとっては「五族共和」の一つ 漢・満・蒙・回・蔵

満洲国にとっては「五族協和」の一つ 日・満・漢・蒙・朝

近代史における満族とはなんだったのか? 満族にとっての民国とは?

近代以降の満族があまり注目されてこなかった原因

① 腐敗墮落し、打倒されて当然という革命史観によるマイナスイメージ

② すでに漢化が進んで漢族と同化してしまっていると思われていた

モンゴル、チベット、ウイグルなどとの相違点 特定の領域をもたず、各地に分散

◆満洲人、満人、満族、旗人、旗族

旗人＝八旗に所属した人々。八旗はツングース系満洲（マンジュ）人、モンゴル人、漢人のほかツングース系諸族、朝鮮人、ムスリム、ロシア人など様々なエスニックグループが組み込まれた軍政、民政一体の社会組織。満か漢かよりも旗か民かが重要。

満洲人＝旗人は成り立つが、旗人＝満洲人はかならずしも成り立たない

清末から北京政府時期は、様々な呼称が登場する。「満族」は五族の一つであることを意識した場面で使用される傾向にあるが、それ以外の場面では旗人、旗族が使われる。

例) 満族同進会 政治的地位向上をめざす団体

「旗族」は清末から北京政府時期に専ら使用された語であり、八旗満洲・蒙古・漢軍の融合と同族意識を表すものとされるが、八旗に依拠した語であり、八旗が解体した北京政府時期以降は見られなくなる。

◆ラストエンペラー 愛新覚羅溥儀（1906～1967）

3回の即位 宣統帝（1909～1912）、張勳復辟（1917年7月） 満洲国執政（1932）康徳帝（1934～1945）

日本の傀儡国家満洲国の執政、皇帝に担がれる。

戦後は中国共産党の思想改造を受け、模範的市民へ

対日協力という負い目 満洲国への協力者が多い満族 「漢奸」

例：「男装の麗人」川島芳子。八大王家の一つ肅親王家出身 肅親王善耆の十四女

満洲国建国に協力したとされ、1948年国民政府によって銃殺

I 民国政治と満族

◆辛亥革命の勃発と清室優待条件の成立

1911年10月10日 武漢の新軍が反乱 辛亥革命勃発

1912年1月1日 南京に中華民国臨時政府が成立 孫文が臨時大総統に就任

南方諸省は独立宣言したが、清朝の影響力の強い北方諸省と内蒙古王公は清朝支持

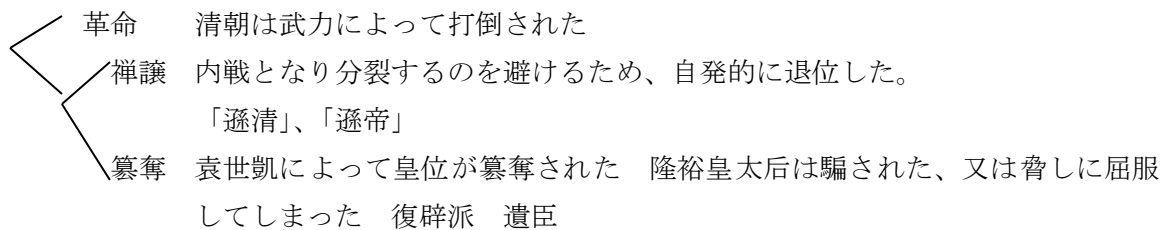
2月12日 清帝退位と清室優待条件が発表される 優待条件条文【資料1】

和平派、主戦派の論争のなか、隆裕皇太后が退位を決断

その後、孫文は臨時大総統を袁世凱に譲る。袁世凱は革命派の影響力が強い南京を嫌い、北京を首都に。

「五族共和」：孫文の思想ではない。臨時大総統就任時や北方で遊説した時以外は使用せず。五族共和は袁世凱ら北京政府が強調。国旗は五族を象徴する五色旗。⇔孫文は革命の旗印としてきた青天白日旗の使用を主張。

◆辛亥革命をめぐる様々な見方



◆禅譲という見方

隆裕皇太后（孝定景皇后）葬儀における大規模な国民追悼会と美化。「女中堯舜」1913年3月 【資料2】

袁世凱は、清朝から政権を引き継いだ自己の正統性を強化し、革命派を牽制するために強調。洪憲帝制に際しては、優待条件を将来的に憲法に入れることを約束し清室の支持をとりつける。 【資料3】

◎優待条件はどれほど実行されたのか

◆清室優待条件の枠組み

- ①地位の保証：清室、満蒙回蔵王公の地位保全。清代の爵位の承認、大総統による覲見。
- ②機構の維持：清室、王府、八旗（北京の場合）などの機構の維持
- ③祭祀の継承：清朝の陵墓の保護。祭祀継続のための優遇措置。祭祀品の免税、祭祀ための特別列車運行など
- ③ 私産の保護 【資料4】
- ⑤財政的保証：清室優待費の支給。八旗生計問題の解決、未解決のうちは旗餉を継続支給

袁世凱は優待条件を遵守する姿勢を示し、袁世凱以降の北京政府首脳も1924年の北京政変まではこの路線を継承

- ①～④まではほぼ実行されていた。社会構造は清代との連続性が顕著。
- ⑤は1920年以降、政府の財政悪化に伴い実施困難に

II 中華民国北京政府時期（1912～1928年）の北京旗人社会

◎社会構造は清代から連続性が強い

八旗の存続 八旗は軍政・民政一体の社会組織 八旗満蒙漢 24 衙門
鑲黄旗、正黄旗、正白旗、正紅旗、鑲白旗、鑲紅旗、正藍旗、鑲藍旗それぞれに満洲、蒙古、漢軍

旗人は八旗の佐領（牛録）に所属し、都統、副都統、参領、佐領など八旗官に管理される。八旗官は武職であり、任免は陸軍部。世職、世管佐領の継承などは清代の慣例に従う。八旗生計問題などは内務部、財政部とやりとり

◎深刻化する旗人生計問題

◆首都北京の特殊性：清代の内城は旗人の居住地。北京中心部の住民は旗人が多い

1917年の北京城内の人口構成は、総人口 811,556 のうち、漢族 70 - 75%、満族 20 - 25% (約 20 万人)、回族 3% (23524 人)、蒙古族 1 - 2%、藏族 1000 人以下、その他 0.5%¹

→北京城内地区の旗人人口は約 20 万人

城内と郊外の外三営（外火器営、円明園、健鋭営）を合わせた旗籍人口は 60 万人（官員兵丁 6676、兵丁 12 万 6985）と推計²。

◆旗人生計問題の背景

清代においては、旗人は兵士になって軍事を担うことを期待され、農業・商業などに従事することは禁止。清代中期から旗人の貧困問題が顕在化。末期には深刻化。農商業の経験に乏しい旗人は転業が容易ではなく、多くが人力車夫などの肉体労働者や物売りなどの零細商人になるよりほかに、都市の貧困層に。

→旗人の貧困化は首都の治安を悪化させる要因になるため無視できず

政府は生計問題解決をめざし籌辦八旗生計処を設置して議論。財政難により旗人への授産など根本的な対策がとれず。旗餉の支給は継続するが、旗人の生活は悪化の一途。

◆旗餉支給状況

馬乾、兵米などは民国初年に廃止。旗餉は毎月支給。

清代は旧暦月初 1913 年以降陽暦で 10 日前後。1914 年以降当該月の月末。1918 年までほぼ遅延なし。1919 年以降遅延が拡大。1920 年以降は数か月に 1 度程度に。1921 年の旧暦新年前に数千人の旗人が内城值年旗衙門前に集結して抗議行動。以降は正月、端陽節、中秋節前に救済金的に支給。1924 年以降は完全に停止³。

安直戦争や各地の戦乱で軍費が増大。教員、公務員などの給料も滞りがちに。

清室優待費も滞るように。袁世凱時代に 6~7 割支給されていた優待費は 1920 年代に 2 割以下に。 →悪化が特に顕著になるのは 1920 年以降

◆旗餉が支給されていたのに旗人の生活が悪化した原因

① 紙幣の暴落：1916 年の紙幣兌換停止以降、紙幣価値が下落。実質価値が半減する時期も⁴

¹ Sidney D. Gamble, Peking : a social survey . George H. Doran Company, 1921.

² 民族問題五種叢書遼寧省編輯委員会編 1985『満族社会歴史調査』(瀋陽:遼寧人民出版社)

³ 同上

⁴ 「我が国の中国・交通兩行はなぜ兌換停止してしまったのか。……ただ北京の小民を苦しめるだけである。一圓の紙幣を兩替しても六角ちょっとにしかならない。相場がさらに下落したら二元で一元に換える(価値が半分になってしまう)ことになるかもしれない。さらに苦しいのが旗族の錢糧(旗餉の俗名)だ。尅扣される分を除けば、馬甲一人分で十数

② 物価上昇

③ 八旗内部の尅扣（ピンハネ）。背景には官員への俸銀未払いなど困窮化

馬甲の月餉（3両→清末2両1錢）の場合

正紅旗漢軍の1917年11月 紙幣2元と銅元5吊400文

→批判を受けて旗務整頓 1918年3月 紙幣2元と銅元6吊700文

薄給とされた巡警の月給が8元程度。旗人の旗餉は「10日ももたないだろうに、あとの20日はどうやって生活していけるのか？」⁵という水準。

◆旗人の意識

生計問題が解決されない不満

国会議員枠、教育問題などで優遇が与えられていない モンゴル並みの待遇を要求

五族共和といいながら、自分たちのことは忘れられているのではないか

……夫中華民國 五族共和之國也 在約法一律平等 並無歧視 洵至善也 然名義固平等矣 其如實際程度不足何 謂予不信 試證之旗族之近況……

『京話日報』1918年11月27日 2555号何志新「旗族之将来」

「中華民國は五族共和の国である。約法上は一律平等であり差別はない。まことによいことだ。しかし名義上は平等でもその実際の程度は不十分である。私の言うことが信じられないのでしたら、ためしに旗族の近況を証拠としてお見せしましょう」

◆国会議員枠獲得運動

民元国会（旧国会）（1913年）には満族議員枠はなし 満族同進会などが増設を要求

蒙古、西藏などは地域枠であり民族枠ではないという理由で却下

新国会（安福国会）（1918年） 参議院に満洲王公議員と回部王公議員が新設される

莊親王溥緒と貝勒毓朗が参議院議員に

満と回を加えることによって形式上五族共和が整う

新国会は旧国会と正当性をめぐって対立 安直戦争（1920年）で安徽派が敗北し、安福国会も消滅。旧国会が復活。満族にとってはせっかく獲得した国会議員枠を失うことに

◎1924年と1928年 2つの衝撃

吊銭も差が出ることになり、雑合麵だけ食べても十分ではなく、投身自殺せずにいられようか。』『京話日報』1918年1月25日 2261号・・・我国中交兩行 因何把兌現停止 而今也不必再說 只苦了北京的小民 空攥着一圓一圓紙幣 換到手也無非六角有零 市價再要往下溜 真許兩塊換一塊 再難受是旗族的錢糧 除去尅扣 一份馬甲 能差十来吊錢 淨吃雜合麵都不够 焉能不投河覓井]

⁵『群強報』1919年12月27日 2647号「替窩窩頭請命」 楊曼青

・・・入冬以来 食物是貴的 旗族人的月餉 領到手内 恐怕過不了十天 請問下餘的二十天 可怎麼過活・・・

◆1924 年の衝撃

1924 年 10 月北京政変 馮玉祥がクーデタによって、大総統曹錕を監禁

11 月 5 日、優待条件の一方的修正を宣言し、軍隊を紫禁城に派遣して溥儀に退去を迫る
優待条件の修正は満族にとってショック 民国の裏切り

モンゴル族も満蒙回蔵待遇条件が修正されるのではないかと警戒

【資料 5】

○溥儀の紫禁城退去に留まらない影響

清室の紫禁城退去によって、清室に仕えていた旗人たちは失業

歩軍統領衙門の廃止（北京の治安維持機構であり、警察と併存。行政も担う。歴史的に清室と関係が深く、兵士の多くは旗人）

旗餉の完全停止

➡北京の街中は失業者であふれる

◆1928 年の衝撃

国民政府の北伐により、北京政府は滅亡。八旗も完全に解体。

国民党の軍隊による東陵略奪事件が発生。➡清室や旗人社会にとっては精神的なショック

首都が南京になり、北京は大不景気 雇用の機会の減少 失業者の増加

「満清」という言葉が新聞上に現れるようになり、排満の風潮が社会に蔓延

➡旗人／満族的な表象は表に出せなくなる

1932 年満洲国建国 溥儀や遺臣たちのみならず、失業した旗人たちや失脚した北京政府系の人々も職を求めて満洲国へ

◎民国時代の満族は漢化してしまったのか？

◆消えゆく旗人文化——女性の服装を例に

女性の服装は一見で判別可能

旗人：天足、旗靴、旗袍、両把頭（大拉翅）または旗髻 ⇔ 漢人：纏足

女性の髪型は 19 世紀以前はそれほど大きくなかったが、20 世紀に巨大化

光緒末年～宣統年間 大拉翅の流行

辛亥革命 排満を恐れて漢人と同じ服装に

北京政府時期 再び大拉翅が流行 最大化 北京の街を闊歩する旗装婦人⁶。

優待条件と五族共和による安心感。

⁶ 青木正児原編、内田道夫編『北京風俗図譜』には北京政府時期の町中の風景の一部として多くの大拉翅の旗装女性が描かれている。Gamble の撮影した北京の写真にも多数の大拉翅の女性が撮影されている。（デューク大学デジタルコレクション）

<http://library.duke.edu/rubenstein/findingaids/gamblesidney/>

現代人の満族イメージの大拉翅は 1920 年代に流行したスタイル

1924 年北京政変 排満を恐れて両把頭、大拉翅の女性は姿を消す

1928 年北伐以降 旗髻の禁止、纏足、辮髪と同様の腐敗した習慣として取り締まり対象に。違反者には罰金⁷。他にも冠婚葬祭業者に満清の衣装をやめるように指導。

➡旗人／満族の姿は表面上見えなくなる

まとめ

辛亥革命は満族にとっては革命ではなく禅譲

袁世凱は清室の權威を利用することで、清朝の政權を引き継いだ自己の正当性を強化

清室や満族にとって 1924 年 11 月の優待条件の一方的修正は民国の裏切り

清室の紫禁城退去や歩軍統領衙門の廃止によって旗人たちは失業

1928 年の北伐後は八旗が完全に解体。排満を恐れて旗人／満族的な表象は出せなくなる

◆その後の満族

八旗解体後の旗人は、過去に八旗に属したという記憶とアイデンティティを頼りに満族を形成

1930 年代 生き残りを模索

満洲国や華北の親日政權に合流する者、あるいは国民政府のもとへ行き、その後台湾へ行く者も

中華人民共和国成立後

55 少数民族の 1 つとされ、民族識別工作により登録

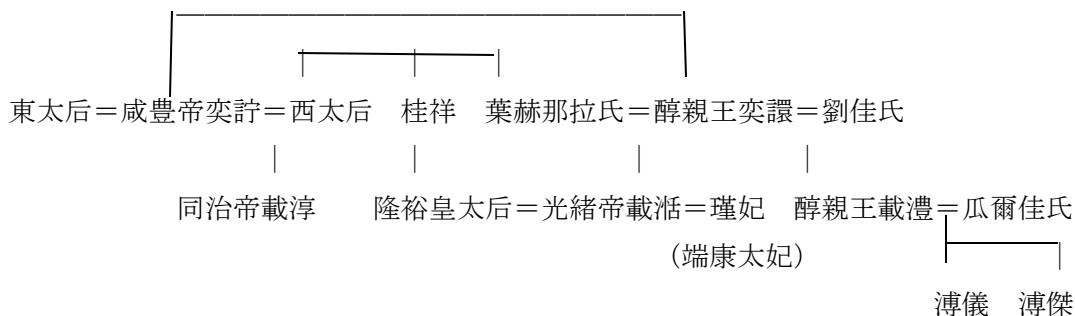
文化大革命時期には封建階級出身や対日協力の過去などのため迫害を受ける

改革開放後、少数民族優遇政策により、爆発的に人数が増加 現在 1000 万人を突破

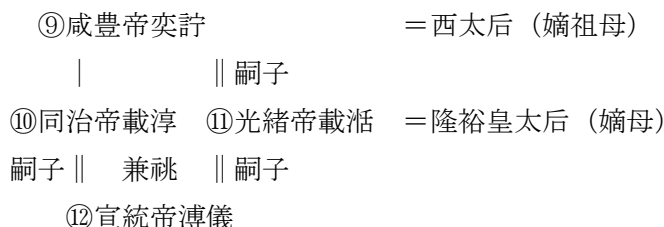
⁷『群強報』1928 年 8 月 1 日「市政府將佈腐化稅 打倒一切旧裝束」 北平特別市政府市長何其鞏氏 鑒於北平地方 男子頭垂髮辮 婦女纏足 及頭挽旗髻者 仍屢見不鮮 殊屬腐化已極 值茲革新之際 更於觀瞻不雅 現特定於日內先令公安局限於三星期內派警剷切勸禁 取消此等裝束 如仍固執者 限滿即公繳腐化稅 按戶名口納捐云

資料

【家系図】



【皇統図】



【資料 1】清室優待条件及び清皇族待遇条件、滿蒙回藏各族待遇条件

甲、關於大清皇帝宣布贊成共和国体、中華民國於大清皇帝辞位之後優待条件如左。

第一款 大清皇帝辞位之後、尊号仍存不廢、中華民國以優待各外国君主之礼相待。

第二款 大清皇帝辞位之後、歲用四百万兩。俟改鑄新幣後、改為四百萬元。此款由中華民國撥用。

第三款 大清皇帝辞位之後、暫居宮禁、日後移居頤和園。侍衛人等、照常留用。

第四款 大清皇帝辞位之後、其宗廟陵寢、永遠奉祀、由中華民國酌設衛兵、妥慎保護。

第五款 德宗崇陵未完工程、如制妥修、其奉安典礼、仍如旧制。所有实用經費、均由中華民國支出。

第六款 以前宮内所用各項執事人員、可照常留用。惟以後不得再招闖人。

第七款 大清皇帝辞位之後、其現有私產、由中華民國特別保護。

第八款 原有之禁衛軍、歸中華民國陸軍部編制。額数俸餉、仍如其旧。

乙、關於清皇族待遇之条件。

一、清王公世爵、概仍其旧。

二、清皇族對於中華民國国家之公權及私權、与国民同等。

三、清皇族私產、一体保護。

四、清皇族免当兵之義務。

丙、關於滿蒙回藏各族待遇之条件。

今因滿蒙回藏各民族贊同共和、中華民國所以待遇者如左。

- 一、与漢人平等。
- 二、保護其原有之私産。
- 三、王公世爵、概仍其旧。
- 四、王公中有生計過艱者、設法代籌生計。
- 五、先籌八旗生計、於未籌定之前、八旗兵辦俸餉、仍舊支放。
- 六、從前營業居住等限制、一律蠲除。各州縣聽其自由入籍。
- 七、滿蒙回藏原有之宗教、聽其自由信仰。

【資料 2】隆裕皇太后葬儀に関する国務院通告

……敬維大清隆裕皇太后外觀大勢內審輿情以大公無我之心成亘古共和之局方冀寬閒退處優禮長膺豈圖調撰無靈宮車晏駕追思至德莫可名言凡我國民同深痛悼除遵照優待条件另行議訂禮節外特此通告 中華民國二年二月二十二日

国務院通告

茲值大清隆裕皇太后之喪遵照優待条件以外國君主最優禮待遇議定各官署應一律下半旗二十七日現任官及現役軍官均持服二十七日左腕圍黑紗軍官刀柄併纏黑紗自二月二十二日始至三月二十日止以誌哀悼特此通告 中華民國二年二月二十二日

『政府公報』1913年2月24日288号

大清隆裕皇太后は内外の情勢と輿論を鑑みて、大公無我の心で共和の大局を定めた。……わが国民は深く哀悼の意を表する。

【資料 3】清室による袁世凱帝制支持と清室優待条件の憲法明記の表明

大總統令

政治堂呈称准参政院代行立法院咨准清室內務府咨称本日欽奉上諭前於辛亥年十二月欽承孝定景皇后懿旨委託今大總統以全權組織協和政府旋由國民推举今大總統臨御統治民國遂以成立乃試行四年不適国情長此不改後患愈烈因此代行立法院拋國民請願改革国体議決國民代表大会法案公布現由全國國民代表決定君主立憲国体並推戴今大總統為中華帝國大皇帝為除旧更新之計作長治久安之謀凡我皇室極表贊成等語現在国体業經人民決定君主立憲所有清室優待条件載在約法永不變更将来制定憲法時自應附列憲法繼續有効此令

中華民國四年十二月十六日

『政府公報』1915年12月17日第1297号

【資料 4】皇族の私産保護に関する袁世凱の大總統令

共和肇造薄海同庥回溯改革之初實由大清孝定景皇后應天順人始臻天下大公之盛凡屬皇族懿親自上體仁慈優加待遇本大總統前次頒布優待皇室条件曾申明清皇族私産一體保護自應遵照辦理茲據清禮親王世鐸等呈稱奉天臨時省議會輕徇新民縣鄉議事會議員現充輔国公奎瑛府壯丁于景瀛等之請擅將各王公府所屬壯丁人地差銀議准一體取消並組織公民保産會將應繳各

銀抗不交納懇請迅賜保護各等情披閱之餘殊堪駭詫查大清王公勳戚授田之法除其賦稅免其差徭蓋以優賚王公與承種其地之該壯丁等毫無關涉該壯丁等於各王公府繳納此項銀兩均夕歷年徵收冊籍可憑何得以國體變更意存侵蝕似此任意違抗殊失孝定景皇后與民休息之心益乖本大總統一視同仁之旨著奉天民政長將該省議會議決案行知取消一面飭知地方官諭令各王公府所屬各壯丁等仍照舊繳納毋任藉詞延抗并著各省民政長通飭各屬嗣後凡清皇族私產應遵照前頒優待条件一體認真保護并嚴行曉諭各處壯丁人等照舊繳納丁糧務期同奠新基各安舊業本大總統有厚望焉此令

中華民國二年十二月八日

『政府公報』1913年12月9日 575号

大清孝定景皇后（隆裕皇太后）が天に応じ人心に従い、始めて天下が治まった。本大總統は、清室優待条件を發布し、清皇族の私産を保護するように命じた。ところが、最近王公の壯丁が丁糧の納付を拒んでいるという。これは孝定景皇后の民をいたわる心と乖離している。各省の民政長は清室優待条件を遵守し、壯丁に丁糧を納付させるように。

【資料 5】優待条件修正に対する反応

① 胡適

“我是不贊成清室保存帝号的、但清室的優待乃是一种國際的信義、条約的關係。条約可以修改、可以廢止、但堂堂的民国、欺人之弱、乘人之喪、以強暴行之、這真是民国史上的一件最不名誉的事。”

『胡適往来書信選』上、中華書局

「私は清室が帝号を保存することに賛成しているのではない。しかし清室の優待は一種の國際的な信義であり、条約關係である、条約は修正することも廢止することもできるが、堂々たる民国が弱い者をいじめ、人の喪に乗じて（当時は端康太妃が亡くなったばかりで葬儀の準備に追われていた）、暴力をもってこれを行うというのは、民国史上で最も不名誉なことである。」

② 段祺瑞 馮玉祥を批判

“要知清室遜政、非征服比、優待条件、全球共聞、雖有移万寿山之条件、然緩商未為不可、迫之則于優待不無刺謬、何以昭大信于天下乎、望即從長計議之可也。” 1924年11月5日電 中国第一歴史档案馆「溥儀出宮後凶謀恢復優待条件史料」『歴史档案』、2000年1期。

「清室は遜政したのであり、征服されたのではない。優待条件は世界が知っていることである。万寿山（頤和園）に移住するという条文はあるが、協議を経てからでもよいのである。強迫するのは優待とは符合しない。どうして天下に信用を明らかにできようか。長計から議論することを望む」

③ 満蒙協進会、満族同進会、旗族互助急進会などの嘆願文

…溯自辛亥革命、海上議和、孝定景皇后不忍殺人流血、本天下為公之心、毅然徇国人之、

下詔共和、讓政退位、匪特不惜犧牲一姓之尊榮、且摯其所開拓生聚之滿蒙回藏之土地人民隸入於同一版圖、我五族共和之中華民國始以開基……乃近頃竟以暫維現狀四人代理之攝閣、速以指令派京師警察總監、警衛司令於數小時內臨之以軍警之重威、迫脅清帝承認出宮修正優待條件、盡將清室財產封禁、致海內沸然、輿情對之憤激、外交迭來責言。而滿蒙回藏四族之維系行見解体、大信掃地、根本動搖…「滿蒙協進會等致張作霖呈文」1924年12月、中国第一歴史档案馆「溥儀出宮後凶謀恢復優待條件史料」『歴史档案』、2000年1期。

「辛亥革命の上海の議和では、孝定景皇后が流血を忍びなく思われ、天下為公の心で共和の詔書を下して退位され、一姓の尊貴を惜しまなかったのみならず、滿蒙回藏の土地人民を同じ版圖に属させ、我が五族共和の中華民國は始めて基礎が定まりました……近頃、現状維持すると云って四人で代理している攝政内閣が、京師警察總監と警衛司令に命じて、軍警の威圧によって清帝に紫禁城退去と優待條件修正を迫り、清室の財産を封鎖しました。これによって国内は騒然とし、輿論は憤慨し、外交官は非難の言葉を送っています。滿蒙回藏をつなぎとめていたものが解体し、信用は地に落ち、根本から動揺しています」

④蒙古王公聯合會

……近聞政變突以勁兵闖入宮禁、欺壓無力抵抗之清帝、推翻優待條件。我蒙族聞之、僉以為此等不顧信義之行為、既加施於清室、即可施於蒙旗。且變更條件、即是變更約法、亦即是變更國體、輿論譁然、群情惶駭…… 『大公報』1924年12月8日

「近頃政變が起き、突然軍隊が宮中に乱入し、無力無抵抗の清帝を威圧し、優待條件を覆してしまった。我々蒙古族はこれを聞き、みなこのような信義を顧みない行為を清室に行うなら、蒙旗にも行うのだらうと思っている。優待條件を変更することは、約法を変更することであり、國體を変更することであり、輿論は騒然とし、群衆は恐れ驚いている。」